

こ成安第104号

令和6年7月5日

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

こども家庭庁長官

渡辺 由美子



令和6年5月8日付け行政文書の開示請求（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（令和6年）御説明資料〈文書の特定性が十分であることの補足〉行政文書開示決定（先例）として、別途、令和6年4月26日（こ総194号）「開示する行政文書」の欄を必要に応じてご高覧ください。）（5月10日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための法律案 内閣法制局御説明資料（令和6年3月19日こども家庭庁成育局安全対策課）

2 不開示とした部分とその理由

不開示とした部分は、個人の氏名に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、こども家庭庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所若しくは処分庁管轄地方裁判所又は同法に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。